

令和元年度 第1回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和元年6月21日（金）午後3時から5時まで

【会 場】： 新潟市役所分館4階 1-401会議室

【出席者】： 委員長 鈴木 高志 （弁護士）
委 員 上村 都 （大学教授）
委 員 大野 寛之 （公認会計士）
委 員 津野 洋子 （行政書士）
委 員 富山 栄子 （大学院大学教授）
委 員 白石 弘美 （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

【議事内容】

（司 会）

開会にあたりまして、本日は委員改選後、初めての委員会でございますので、委員会の皆様におかれましては着席のまま簡単に自己紹介をお願いいたします。配付いたしました名簿の順でお願いいたします。はじめに、上村都委員、お願いいたします。

（上村委員）

新潟大学法学部の上村都と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（司 会）

続きまして、大野寛之委員、お願いいたします。

（大野委員）

公認会計士の大野寛之と申します。よろしくお願いいたします。

（司 会）

続きまして、鈴木高志委員、お願いいたします。

（鈴木委員）

弁護士の鈴木高志と申します。よろしくお願いいたします。

（司 会）

続きまして、津野洋子委員、お願いいたします。

（津野委員）

行政書士をしております津野洋子と申します。よろしくお願いいたします。

（司 会）

続きまして、富山栄子委員、お願いいたします。

（富山委員）

事業創造大学院大学の富山と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、白石弘美委員、お願いいたします。

(白石委員)

本年度、初めて公募委員をさせていただきます白石と申します。一般市民で全くの素人ですので、基本的な質問をしてしまうかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

次第1、委員長の互選につきまして、事務局から説明させていただきます。

1. 委員長の互選について

(事務局)

契約課長の古山でございます。改めまして、このたびは皆様大変お忙しい中、入札等評価委員会の委員をお引き受けいただきまして大変ありがとうございます。再任の方、新任の方、それぞれの立場において、公平な視点で新潟市の入札制度について忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本委員会開催要綱に、委員長は委員の互選により定めるとありますが、現在、委員長は不在になっておりますので、皆様でお決めいただきたいということになっておりますが、皆様のほうから、「私が」という方がいらっしゃったら挙手をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。いらっしゃらないようですので、事務局といたしましては、再任でいらっしゃる鈴木委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

ご承認いただき、ありがとうございます。鈴木委員、委員長席へお願いいたします。

(鈴木委員長)

皆様のご賛同を得まして委員長を務めさせていただきます鈴木でございます。皆様のご協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事に移らせていただきます。鈴木委員長、進行をよろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

次第に沿って進めたいと思います。次第2、定例会議の報告(1)「平成30年度下半期(10月～3月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告」について、事務局からご報告をお願いいたします。

2. 定例会議 報告

(1) 平成30年度下半期(10月～3月)発注工事に関する入札・契約手続き

の運用状況等の報告

(事務局)

平成30年度の下半期における発注工事の状況等について、報告とご説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず、1ページになりますが、発注工事総括表をご覧ください。平成30年10月から平成31年3月までの半年間の状況でございます。契約総件数が423件、当初契約額の合計が151億4,428万円余り、平均落札率が91.77パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりでございます。建設工事の件数ですが、前年同期が495件であったのに対し、72件の減となっております。平均落札率が前年同期が91.48パーセントであったのに対し、0.29ポイントの増となっております。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものでございます。本市においては、平成15年に公正取引委員会の立入検査があり、官製談合と認定され、その後、入札・契約制度改革を前倒して実施いたしました。その結果、平均落札率につきましては、公正取引委員会の立入検査が入る前、平成15年度上半期になりますが、95.6パーセントだったのに対し、直後の下半期に一般競争入札の拡大、指名競争入札における指名業者数の拡大、すべての工事に最低制限価格を設けるなど改革を行い、平均落札率が86.4パーセントまで低下いたしました。その後、1,000万円以上のすべての案件を電子入札とした平成19年度下半期には82.39パーセントと最低となり、平成20年度以降はリーマンショックの影響で不況が続き、建設業者の倒産が増え、適切な利潤を確保するため、最低制限を2パーセントずつ3回、計6パーセント引き上げた結果、平成23年度以降はおおよそ88.5パーセントを推移しております。平成25年度下半期に東日本大震災の被災地復興事業やアベノミクスによる公共事業の増などを受け、全国的な資材費の高騰と工事の担い手不足を反映し、一時的に平均落札率は上がりましたが、平成26年度上半期には落ち着いた状況でございます。その後、平成26年12月に予定価格5,000万円未満の区の発注案件について、最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことにより、平成27年度は91.47パーセントとなりました。平成28年度及び平成29年度には、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる公契連モデルの改正に伴い、基準を下回らないよう、最低制限価格の計算式を調整いたしました。

2ページのグラフをご覧くださいと、平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げた以降、下がりすぎた平均落札率が上昇し、平成26年度の区の発注案件について下限を90パーセントに引き上げて以降は、ほぼ横ばい状態が続いております。このほか、平成29年度には、女性技術者の配置を要件とした入札、一抜け方式による入札を新潟市として初めて実施いたしました。昨年、平成30年度では、総合評価方式案件において低入札価格調査制度を導入。一般競争入札案件においてランダム最低制限価格の試行実施をいたしました。ランダム

ム最低制限価格については、クジ引き回避のため1件試行させていただきました。総合評価方式及び低入札価格調査制度については、これから技術管理課長よりご説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課の阿部といいます。続きまして、総合評価方式及び低入札価格調査制度の概要につきまして、資料をもとにご説明いたします。はじめに、3ページの総合評価方式についてです。総合評価方式は、価格競争だけでなく、価格と価格以外の技術的な要素を対象として、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れた者を落札者とする入札方式です。

次に、2番の本市における総合評価方式の取組みについてです。中ほどの表-1をご覧ください。本市では、平成18年度から予定価格1,000万円以上の一般競争入札工事を対象に、その試行を始め、建設業団体との意見交換や必要に応じてアンケート調査等を実施しながら、段階的に見直しを図ってまいりました。平成25年度以降は、予定価格5,000万円以上としまして、特殊な工事や著しく実績の少ない工事などを除いた工事件数の60パーセント程度を目安に取り組んでおります。今年度も引き続き予定価格5,000万円以上を対象に、総合評価方式の対象になり得る工事件数の60パーセント程度を目標に実施する予定としております。

次に、3番の本市における総合評価方式のタイプについてです。タイプ区分につきましては、①から④までの四つにわかれており、本市では、③標準型や④高度技術提案型などの技術的な工夫の余地の大きい工事案件は、これまでになく、もっぱら①特別簡易型もしくは②簡易型といった技術的な工夫の余地の小さい工事が占めていることから、企業及び配置技術者の施工実績や工事成績などから評価を行っているところでございます。

次に、4番の特別簡易型と簡易型のタイプ分け及び評価項目・評価点についてです。詳しくは4ページの「平成31年度技術評価点の配点表」をご覧ください。まずは上段の黄色の部分です。左側が特別簡易型、右側が簡易型になっております。その違いは、水色部分の一番上の、施工上の課題に対して技術的な意見などを記した計画書、いわゆる「簡易な施工計画」を入札参加者に求めるかどうかで分けております。また、両方のタイプとも工事金額に応じて、金額の少ないほうから順にⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類し、参加できる事業のランクに応じたタイプを設定しております。

技術的な評価項目として、大きくは水色部分の上から「簡易な施工計画」、「工事の施工能力」、「地域貢献度」、「客観的な優良性」から評価を行っており、それらを合計した下のオレンジ色の部分が技術評価点となります。この技術評価点につきましては、特別簡易型20点満点に対しまして簡易型は30点満点とし、技術力に重みを置いた評価としております。さらに、この評価点に価格評価点を加え100点満点としまして入札参加者の評価を行っております。また、総合評価方式の工事選定にあたりましては、工事の難易度や60パーセント程度の発注

割合などを考慮しつつ、工事内容や現場特性等を踏まえ、工事発注課のほうで選定することとしております。なお、選定に際して留意すべき点としまして、施工時期に制約のある工事、早期発注を要する工事、特殊な工事、発注実績が少なく、工事経験者が極端に有利となる工事などにつきましては、総合評価方式の対象から除外することとしております。

最後に、5ページの総合評価方式の入札制度に関してです。総合評価方式は、単なる価格競争だけでなく、技術力と価格の両面から評価するというやり方ですので、最低制限価格制度を適用できないことになっております。そのため、左側のイメージ図にありますとおり、予定価格から失格基準価格の範囲内におきまして、低入札価格調査基準価格を下回った企業が最も総合評価点が高い場合、その企業が適切に工事を履行されるかどうかを調査した上で落札候補者を定める低入札価格調査制度を適用することとしています。

(事務局)

以上で、平成30年度の下半期の総括的な報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、質問等ございますでしょうか。

また疑問点がありましたら、後ほど、ここに戻ってご質問されても結構です。

続きまして、苦情処理及び指名停止について、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

苦情処理及び指名停止について、ご報告をさせていただきます。資料6ページをご覧ください。苦情処理につきましては、該当がございませんでした。

続きまして、7ページの指名停止についてですが、昨年度下半期において指名停止となった会社は4社になりますが、1件目が株式会社横山組になります。新潟市秋葉区の会社ですが、まず本市発注の「西川中学校トイレ改修工事」において、竣工検査の結果、工事成績評定の合計点数が47点の工事成績不良であったため、指名停止等措置要領第2条、要領別表第1第9号の工事成績の不良に該当し、1か月の指名停止といたしました。工事成績の点数による指名停止ですが、工事が終われば竣工検査を行い、点数をつけておりますが、この点数が55点未満の場合は1か月の指名停止としています。さらに、45点未満の場合は3か月の指名停止としております。今回は47点でしたので、1か月の指名停止ということでございます。この横山組につきましては、下の段になりますが、平成30年8月2日、中之口地区公民館の多目的ホールの天井が一部剥落した事故を受けて、原因を調査した結果、平成29年度に発注した天井工事において、不適切な作業手順により工事を進めたことによる施工不良が判明したため指名停止等措置要領第2条、要領別表第1第2号の過失による粗雑履行に該当し、かつ要領第4条第2項第1号の指名停止の期間の満了後、1か年を経過するまでの間に措置要件に該当することとなったときに該当するため、2倍の2か月間の停止といたし

ました。つまり、西川中学校のトイレで1回指名停止になって、その1年以内にまた改めて追加で指名停止になりましたので、通常ですと1か月の指名停止なのですが、1年以内にまた改めて指名停止になっているということで、倍づけの2か月の指名停止といたしております。

2件目の、株式会社モリケンですが、平成30年6月28日に、当該業者及びその元代表取締役が、法人税法違反の容疑で新潟地方検察庁から起訴され、同年10月1日に新潟地方裁判所において、当該事業者が罰金刑に処され、元代表取締役の懲役刑が確定したため、指名停止等措置要領第2条要領別表2第7号の不正又は不誠実な行為に該当し、1か月の指名停止といたしました。

3件目が、阿賀興業株式会社です。本市発注の「関屋田町白山浦線道路改良工事」の施工において、作業時に合図する者を配置せず、労働安全衛生法第61条に規定した技能講習の未修了者である作業員がバックホウでトラックに残土を積み込む作業を一人で行い、そのバックホウを旋回させた際、隣接する病院建物の外壁、窓ガラス及び雨どいを破損させたため、指名停止等措置要領第2条要領別表第1第5号の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に該当し、1か月の指名停止といたしました。

4件目が、しなの産業株式会社です。最近、新聞ですとかニュースで報道されております長岡市の談合事件に絡む公共下水道工事の一般競争入札において、当該業者の使用人が公契約関係競売等妨害の容疑で平成31年1月18日に逮捕されたため、指名停止等措置要領第2条要領別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当し、6か月間の指名停止といたしました。

8ページに、今ほど申し上げました措置要領の抜粋及び条項を参考までに掲載させていただいております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまのご説明について、質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 当番委員より抽出工事事案の説明

(鈴木委員長)

続いて、次第(2)「当番委員より抽出工事事案の説明」になります。今回審議を行う抽出工事事案につきましては、当番委員の津野委員から事前に抽出していただいております。津野委員から抽出事案の理由について説明をお願いいたします。

(津野委員)

今回は、6件抽出しました。制限付一般競争入札につきましては、まずナンバー1、工事番号などは10ページの表をご覧ください。抽出理由としましては、WTO案件でありまして、

契約金額が最も高かったため、また、様子、内容を考察したいということで抽出させていただきました。

また、2番目としましてナンバー90、抽出理由としまして、建築一式工事の一般競争入札なのですが、入札件数が22件のうち辞退が3件、無効が16件、棄権が1件と、無効が多かったため、理由を考察したいために抽出させていただきました。

3番目としまして、ナンバー152の管工事なのですが、一般競争入札で落札率が98.77パーセントと高かったため、また入札件数11件なのですが辞退が8件、超過1件、棄権1件ということで、辞退の内容を考察したいために抽出しました。

また、指名競争入札に関しましては2件です。西区のナンバー16の工事ですけれども、土木一式工事種別の指名競争入札で落札率が97.56パーセントと高かったため、また入札件数10件のうち辞退が2件、超過4件、棄権3件ということで、その内容を考察したいため抽出しました。

同様に、ナンバー61の土木一式工事種別の指名競争入札なのですが、やはり落札率が98.52パーセントと高く、入札件数10件のうち辞退4件、超過2件ということなので、その内容を考察したいため抽出しました。

また、最後に随意契約ですけれども、不落随意契約の中で金額が最も高く、また落札率が99.96パーセントと高かったため、一般競争入札から不落になった経緯を知りたいために抽出させていただきました。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。抽出案件につきましては、事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明していただきます。なお、質疑につきましては、ある程度、区切りながら行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局から一般競争入札について説明をお願いします。

(3) 抽出工事案件の審議

(事務局)

契約課、課長補佐の高山と申します。よろしくお願いたします。

まず、契約課担当案件になります抽出事案1についてご説明いたします。資料11ページをご覧ください。

抽出事案1、工事名が中部処理区合流改善調整池築造工事です。一番上の発注方式に、一般競争入札【WTO案件】とあります。WTO案件とは、「WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定」という条約に基づき、ある一定規模以上の工事や物品調達、設計・コンサルティング業務などの入札につきまして、内外無差別の原則を適用することとしています。また、さまざまな政令規定があり、主な事項として「事業所の所在地要件を設けては

いけない」、また、「最低制限価格を設けてはいけない」などが定められております。地方公共団体が発注する建設工事の場合、このWTOの対象となる範囲は平成30年4月1日から令和2年3月31日までは、建設工事の場合ですと予定価格が22億9,000万円以上の物件となっております。なお、この基準額につきましては、2年に1回見直されることとなっております。今回の案件につきましては、予定価格が税込みで28億円を超えているため、このWTO案件の対象となりました。

次に、工事名の下での予定価格、落札金額は、いずれも消費税抜きの金額が記載されており、落札率につきましては、落札金額を予定価格で割り返したものになります。次の工事種別は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式工事や建築一式工事など、29工種のうち、どれにあたるかを記載しております。次の欄は大まかな工事の概要が記載されております。

次の、競争参加資格の設定内容についてですが、WTO案件は、通常の入札手続きと違う点が多いことから、通常使用しております共通公告によらず、入札に必要な情報につきましては、すべて個別公告に記載しております。14ページから23ページがこれにあたりますので、これにつきましては後ほどご説明させていただきます。

次の、資格を設定した経緯・理由ですが、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱第3条の規定により、工事個別の資格要件については副市長を委員長とする入札参加資格要件等審査委員会に諮り定めることとしております。

次の欄の、資格参加申請書の提出者、辞退者、入札参加者については、申請書を提出し、参加申し込みを行った者が9者、その後辞退等の手続きを行った者、失格となった者等は7者、差し引き最終的な参加者で有効札を入れた者が2者となっており、辞退者数等の7者の内訳につきましては、辞退が2者、失格が3者、超過が2者でした。

次の、落札候補者の資格認定について、通常は制限付一般競争入札では、資格の認定を入札後の事後審査としておりますが、WTO案件では事前審査を行うこととしております。入札公告で求める施工実績や配置予定技術者等の参加要件を満たしているか事前に審査を行いました。事前審査の結果、入札公告に求める要件を満たしていない場合は失格となりますが、今回、参加申請のありました9者については、全者資格有りということになりました。入札後、低入札価格調査及び内訳書の審査を行い、問題がなかったため契約をいたしました。

次の、失格者が出た場合の理由及び対応ですが、これは事前審査によるものではなく、開札後の低入札価格調査によるものです。WTO案件については、先ほども申しましたが最低制限価格を設けることができないため、入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあり、また公正な取引を乱すこととなる恐れがあるため、低入札価格調査を行い、基準を満たさない者は失格とすることとしております。後ほど結果を見ていただきますが、今回は3者失格となりました。なお、低入札価格調査の詳細については、後ほどご説明させていただきます。一番下の契約までの経過については、2月13日に開札を行い、内訳

書の審査に3営業日を要しまして、2月19日に落札決定、2月25日に契約となりました。

12ページをご覧ください。今回の工事の概要になります。新潟市の一部、主に中央区、西区の一部などは、早くから下水道の整備を進めた地域になりますけれども、生活排水と雨水をまとめて流す合流式下水道方式を採用しております。この合流式下水道は、一定量以上の降雨時に未処理の生活排水が雨水とともに河川に放流されるため、水質汚濁等の原因になっておりました。平成15年の下水道法施行令改正により、放流する水質基準が強化され、令和5年までに改善することが決まりました。そのため、一定量以上の降雨時にも基準以上の汚水を放流しないように、未処理の下水を一時的にためておく施設として下水道管理センター内に幅112メートル、奥行き97メートル、高さ地上8メートル、地下2メートルの鉄筋コンクリート製の水槽を製作する工事となっております。下にイラストがあるのですけれども、右側の図の雨水貯留施設と書いてあるほうですが、これが今回の施設に該当することになります。

次に、13ページの入札公告ですが、こちらはホームページ掲載用の概要版になりますので、14ページからの詳細な入札公告で説明をさせていただきます。全部で10ページにわたるため、詳細な説明は省略させていただきますが、主な2点、参加資格条件と低入札価格調査に絞って説明させていただきます。

資料15ページの(2)「特定共同企業体の構成員の資格条件」をご覧ください。まず、アからオにかけては通常の共通公告にも記載されている一般的な資格条件が記載されています。土木一式工事について登録があり、指名停止期間中でないことや暴力団に関連がないこと等が載っております。次のカからケでは、各構成員に個別で求める資格条件等を記載しております。まず、企業に求める要件として、代表構成員にはカの(ア)で、建設業法で定める経営事項審査の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,350点以上であること及び工事の施工実績として、(ウ)で過去20年の実績で請負金額10億円以上の下水道法上の処理場またはポンプ場の新設・増設の土木工事の元請実績または過去20年の実績で請負金額10億円以上の下水道類似施設もしくは上水道施設等の新設・増設の土木工事で、工事内容に鉄筋コンクリート造りの水槽構造物を含むものの元請実績を求めています。

次に、16ページをご覧ください。中ほどのキになります。第2位の構成員について記載がございます。第2位の構成員につきましては、(ア)で土木一式の総合評定値が1,100点以上であること及び(ウ)で請負金額1億円以上の下水道土木一式工事の元請実績を求めました。

次に、第3位の構成員につきましては、その下のクのところの(ア)で、同じく土木一式の総合評定値が980点以上であることを求めています。

次に、第4位の構成員につきましては、総合評定値の要件は定めておりません。また、3位と4位の構成員は、工事の施工実績は求めておりません。

今ほどお話ししました経営事項審査の総合評定値通知書における総合評定値ですが、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査によってつけられた点数です。直近の完成工事高や経営状況、経営規模、技術力、その他審査項目について国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が全国一律に数値化して評価しているものになります。WTO案件において、どのような参加者にも適用できる客観的指標として、この総合評定値を使用したものです。点数の高いほうがより規模が大きく、より技術力が高い企業ということになり、対象企業数は絞られてまいります。また、全構成員に配置を予定する技術者についても要件を定めており、まず1級土木施工管理技士の国家資格を持っていることと、監理技術者資格者証の交付を受け、講習を受けている者を専任で配置することを条件としております。併せて、代表構成員及び第2位の構成員の配置技術者につきましては、企業に求める実績と同様の実績を請負金額の2分の1にして求めております。

続きまして、低入札価格調査についてご説明いたします。資料20ページをお開きください。8の(3)に最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、新潟市低入札価格調査実施要領に定める調査を行うとありますが、こちらが先ほどの失格者が出た場合の理由及び対応で触れました低入札価格調査となります。調査には、まず(4)に定める調査基準価格を算出いたします。算出方法は、記載のとおり予定価格の直接工事費に10分の9.7、共通仮設費に10分の9、現場管理費に同じく10分の9、一般管理費に10分の5.5をそれぞれ乗じた額を算出し、この合計額に対し入札金額が下回った場合に低入札価格調査を実施いたします。

調査の内容につきましては、まず(5)に記載されているとおり、入札金額の内訳書で、直接工事費が市の設計額の10分の9を乗じて得た額、共通仮設費が市の設計額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費が市の設計額に10分の8を乗じて得た額、一般管理費が市の設計額に10分3を乗じて得た額の合計にランダム係数を乗じて算出した額を失格基準として、この合計額を下回った場合は失格となります。

23ページをご覧ください。今ほどお話ししましたランダム係数についてですが、参加者が入札した時間を、その下のイに記載されているエポック秒に換算し、その下3桁と、業者が入札時に任意で決めた3桁の数字及び入札金額を合計したものを全者分合計して、それを101で割り返し、余りの数字をその下のランダム係数対応表にあてはめて求めたものになります。このほか、その価格での応札が可能となった理由、また入札金額の積算内訳、配置現場代理人等名簿や手持ち工事、手持ち資材の状況など、14種類の書類を提出していただきますけれども、それらを提出できない場合も失格となります。以上の審査で失格となった者を除き、次に低い金額で入札した者を調査し、落札候補者が決定するまで、この調査を順次行います。

24ページに今回の結果が載せてありますが、結果の欄に「失格」と入っている「福田・廣

瀬・皆川・五十嵐特定共同企業体」、「大成・岩田地崎・丸山・赤川特定共同企業体」、「加賀田・丸運・北栄・ノガミ特定共同企業体」の3共同企業体が調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を行った結果、失格基準を下回ったために失格となりました。次に低い価格で入札をした「フジタ・水倉・国土・永光特定共同企業体」は調査基準価格を上回っていましたので、低入札価格調査を行わず、内訳書の審査を行い落札候補者といたしました。以上で、入札公告及び経過についての説明を終わらせていただきます。

次に、同じく24ページで入札・契約結果詳細についてです。事後公表した税抜き予定価格は26億3,126万円で、最低制限価格はWTO案件のため設定しておりません。津野委員の抽出理由で、入札件数9件で、辞退が2件、超過が2件、失格3件であり、その内容を考察したいためということでありましたが、辞退の理由としましては、積算したけれども採算がうまく取れないとあり、超過については提示された内訳書を確認したところ、コンクリートの単価が市の積算額を大きく上回っており、市の単価と参加者の単価が合わなかったことが原因と考えられます。この単価につきましては、建設物価調査会が市場調査を行い、建設物価書、積算資料に新潟県内の各単価を示しております。新潟市では、この資料を使いまして単価を決定しておりますので、適正な単価を定めていると考えております。

失格の理由につきましては、先ほどお示ししたとおり、入札金額が低入札価格調査による失格基準を下回ったためになります。最終的な結果としまして、フジタ・水倉・国土・永光特定共同企業体が落札することとなり、契約金額は26億1,360万円で平成30年度下半期におきまして最高契約額の案件となりました。事案1については以上でございます。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。非常に丁寧な説明をいただきました。いかがでしょうか、皆さん。ご意見、ご質問等ありませんか。富山委員、お願いします。

(富山委員)

質問なのですけれども、24ページの2番目と5番目の両方とも「五十嵐」が入っているのですけれども、これは別の企業なんでしょうか、同じ企業なんでしょうか。

(事務局)

同じ企業が二つの企業体に参加できませんので、これは別な企業です。五十嵐建設と五十嵐建設工業という別な企業が2社入っております。

(白石委員)

14ページの「構成員数は、4社とする」とあるのですけれども、これは4社というのは、5社とか6社でもいいのではないかと思うのですけれども、4社というのは何か基本のものがあるのでしょうか。

(事務局)

新潟市では、JVを構成する基準を設けておりまして、土木の場合は5億円を超えたら2

社、10 億円を超えたら 3 社、その倍の 20 億円を超えたら 4 社で規定させていただいております。

(白石委員)

ありがとうございました。

(鈴木委員長)

そうなのですね。ほかに、どうでしょうか。

(大野委員)

非常に難しい制度で、まだ理解が及ばないところがあるのですが、最低制限価格というのは設定されていないという一方で、低価格調査をするという、その趣旨というか背景というのはどういうところにあるのでしょうか。そこがよく分からなかったです。

(事務局)

低入札価格調査なのですけれども、価格だけでやる、いわゆる一般競争の場合は最低制限価格を設けて、その価格以下はダンピング、それは品質が落ちるということで失格に判断をさせていただいて、予定価格から最低制限価格の範囲内で一番低い価格を入れた者をもってして落札者とすることにさせていただいています。これは自治法で決まっています。そうではなくて、価格以外に技術力あるいは技術者の持っている能力といったものを評価するものを総合評価方式というのですけれども、その中で、この低入札価格調査というものを導入させていただいております。低入札価格調査は、これを下回ればダンピングというか品質の低下が疑われるので、とりあえず調査する基準をまず設けます。その調査基準以下のものについては、どうしたらその価格でできるかという調査をさせていただきます。その内容については、例えば手持ち工事が今あるか、ないかとか、今持っている材料を使うから安くできるかとか、そういったことで調査をさせていただくのですが、その調査をする上で、いわゆる最低制限価格と同じような考え方なのですけれども、ある一定基準以下は調査するまでもなくダンピングとみなして失格とするという制度でございます。

(大野委員)

要は、価格で調査があるかどうかで違うという理解で。

(事務局)

一般競争には、一般に価格競争と言われるものと、こういった形で点数をつけて評価する総合評価方式というものと 2 種類あるということです。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

今の大野委員の疑問から、結局は安すぎると品質が劣って問題ではないかということで一般的には最低制限価格を設けていると。

(事務局)

はい。価格の場合は。

(鈴木委員長)

この総合評価方式だと、これを設けずに調査するのだと。でも目的は同じなのだから、どうなのですか、同じように最低制限価格を設けるという発想はなかったのですか。

(事務局)

最低制限と失格基準は同じではないと言われると、ほぼ同じ考えなのですけれども、自治法上、最低制限価格を設けられるのは一般競争だけなのです。いわゆる総合評価方式ですとか見積もり合わせですとか、そういったものに関しては最低制限は設けられないことになっていますので、ただ、その最低制限を設ける趣旨は、今言ったように、ある一定の金額以下はもうダンピングと言いますか、品質を確保できないという判断のもと、一律失格とさせていただくというところで、設定する趣旨は同じなのですけれども、表現が変わっているという、そういう意味合いだと考えていただくと。

(鈴木委員長)

そういう制度なのだと理解するしかないわけですか。

ほかに、いかがでしょうか。

(富山委員)

基礎的な問題かもしれないのですけれども、技術力とか技術者の能力を総合能力として評価というのは、4社一緒の場合というのは大手ゼネコンが入ると高くなることが予想されるのですけれども、それぞれに対してなのか、まとめて4社でやっていらっしゃるのか。

(事務局)

J Vということですか。

(富山委員)

今回は4社です、どこも。総合評価というのは、技術者とか技術者能力での総合能力評価を行うということだったので、4社合わせた形で総合能力を評価されているのか、個別にそれぞれなのか。

(事務局)

例えば、一番上の「フジタ・水倉・国土・永光」という4社があるわけですが、その内訳なのですが、この4社がJ Vを組むにあたって、出資比率がわかれています。50パーセント、30パーセント、20パーセント、10パーセントにわかれています。例えばフジタを点数化して10点だったら、その50パーセントなので5点。次の水倉が例えば8点だったら30パーセントだから2.4点という、それを4社合計をして点数化させていただきます。

(鈴木委員長)

ほかに、どうでしょうか。

私は前も聞いたかもしれないのですけれども、ランダム係数をかけるというのは、どういう趣旨で、こういう計算をするのですか。

(事務局)

ランダムを入れる趣旨なのですが、これは不正防止という目的なのですけれども、各会社が自分のところで設計をして予定価格を計算したうえで、失格基準を算出するわけですが、その失格基準を下回ってしまえば、もうそれで即終わりですので、その辺をきちんと設計上、計算をして札を入れるということになります。もし万が一、失格基準なり予定価格なりが漏れてしまった場合に、当然、その業者というのは、その全額をあてられることになってしまいます。もし漏れたとしてもランダム係数をかけていれば、その全額は変動しますので、ピタッとそこには入ってこられないということになります。もしランダム係数がかかっていないとすると、失格基準と同額で入れてしまえば間違いなくそこは価格点がトップになりますので、ものすごく有利になります。

という中で、全額が漏れたとしてもピタッとあてられない、その分、不正が起りにくいという中で設定をさせていただいています。

(鈴木委員長)

金額的には、ごくわずかになるのですか、最終的に。

(事務局)

今回が20億円としまして、2パーセントでランダム係数をかけていますので、最高4,000万円の幅が出ます。

(鈴木委員長)

分かりました。

1番目の案件については、ほかにございますか。無ければ次の残りの一般競争の2件について入りたいと思いますが、よろしいですか。

事務局から残りの2件の一般競争についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、抽出事案の2の説明に入らせていただきます。資料の25ページをお開きください。抽出事案説明書②、工事名が石山第1住宅1号棟外壁改修工事及び3号棟外壁・屋上防水改修工事についてご説明をいたします。予定価格は税抜きで6,014万円、落札金額は5,860万円、落札率は97.44パーセントです。平成30年11月12日に開札をし、翌日資格審査を行いまして11月20日に契約をいたしました。

27ページをご覧ください。本案件の入札公告になります。地方自治法施行令及び新潟市契約規則に、公告の手続きや公告すべき事項等が規定されております。上から案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等が記載されております。中段の予定価格及び最低制限価格は事後公表としておりまして、落札

者決定後に公開をしております。

続いて、申請申込・質疑書の提出締切、電子入札の手続きが可能な期間、入札予定日時等が記載されております。前払金は、契約締結後に請負業者からの請求により、工事の資機材の準備費用等として契約額の4割を前払いするものです。部分払につきましては、工事期間が2か年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものになりますので、今回のこの案件につきましては、単年度の工事であるため「しない」となっております。

次の入札保証金は、新潟市契約規則により「免除」、また請負業者賠償責任保険につきましては「要加入」となっております。格付又は評点ですけれども、本市の競争入札に参加するためには2年に一度、入札参加資格申請書を提出する必要があります。市では、この申請に基づき資格の認定と格付を行っております。建築一式工事につきましては、SからDランクの格付を行い、工事規模によって参加業者のランクを定めております。本工事につきましては、SからCランクに格付されているものを参加可能としております。

次の営業拠点につきましては、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本市では原則として市内に本店を有するものを優先としておりまして、この案件につきましても市内本店の業者のみ参加可能としております。

次の実績要件は、前の案件でご説明した審査委員会に諮って定めた要件として、平成15年4月1日以降に竣工した、次の1または2のいずれかの工事の元請実績としておりまして、1が請負金額3,000万円以上かつ複数階非木造の建築物の改修工事（工事内容に外部の改修を含むものに限る。または耐震補強工事の同時施工も可）ということで、2番目としまして、延床面積1,000平米以上かつ複数階非木造の新築、増築もしくは改築の建築一式工事の元請実績を求めています。次の工事概要につきましては、記載のとおりです。

28ページの結果の詳細をご覧ください。事後公表としました予定価格は6,014万円で最低制限価格は5,560万円です。入札参加申請を行った者は22者で、うち辞退3者、棄権が1者、無効が16者で、最終的に有効札を入れた業者は2者となりました。この2者のうち低い金額を入れた興洋管建株式会社は落札先に決定いたしました。抽出理由にありました、無効が多かった理由ですけれども、工事の中に塗膜脆弱部除去といった外壁の塗装材の中に含まれますアスベストを除去する作業があるのですが、この項目につきましては、新潟市で設定している単価がないので、専門業者から見積もりを取って市の積算単価としました。今回は、この項目でほとんどの応札者が市の単価よりもかなり低い金額で積算を行っていたため、無効となる入札が多くなったものと考えております。事案2については以上でございます。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。3も一緒をお願いします。

(事務局)

秋葉区地域総務課長の小野でございます。抽出案件3、建二第86号になります。資料は

29 ページをご覧ください。予定価格、落札金額、落札率については記載のとおりです。工事種別は管となります。工事内容といたしましては、小合小学校の地区に公共下水道が通りましたので、既存の浄化槽及び配管を撤去し、校舎及びプールの排水を下水道に接続するという工事内容になっております。

入札結果につきましては、32 ページをご覧ください。発注方法は一般競争入札で、参加申請者は11 者ありましたが、2 者が応札し、8 者が辞退、1 者が棄権いたしました。応札しました2 者のうち1 者は予定価格を超過。有効だった1 者が落札し、落札率は98.77 パーセントになったものです。この落札率が高くなった理由としましては、まず応札した会社が2 社と少なかったということが一つの要因と思われます。また、他の入札状況から工事種目が管の場合、入札金額がばらつく傾向がありますので、もっと多くの会社から応札していただければ少し変わってきたのかなと思っています。

また、入札参加者の内訳書から、我々が予定価格の積算との比較をしてみますと、浄化槽解体費が高く積算されていました。工事概要に浄化槽解体が含まれる、ほかの屋外排水施設改修工事の入札結果も見てみましたが、浄化槽解体が含まれない工事に比べ、落札率が高くなっていましたので、工事の概要に浄化槽解体が含まれたことも落札率が高くなった要因の一つと推測されます。

続いて、辞退が多かった理由は、辞退した8 者と棄権した1 者を合わせた9 者のうち5 者が本件の入札参加申請後、入札期間の前日までに他の工事を落札しており、その対応のため辞退したのではないかと推測しております。また、本件の入札参加申請後、札入れ前までに公示された他の管工事が6 件あり、そちらの工事が会社が魅力があり、本件入札については辞退したと推測できるものも複数ありました。これもまた要因の一つと考えております。

このほか、昨年度は全国的に学校で熱中症になる子どもが多く、これを受け、政府も翌年の7 月を目指し、小・中学校へのエアコン設置を表明し、平成30 年度の補正予算案が盛り込まれる見込みが報道された時期でございます。そのため、小・中学校のエアコン設置工事の入札に備え、配置する技術者を確保するため、同時に複数の管工事を請け負うことを控え、本件入札を辞退したのではないかと推測しております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいま説明のありました二つの案件について、質問等ございましたらお願いします。津野委員、どうぞ。

(津野委員)

今ほどの説明の抽出案件3 番ですが、超過者と、決定が1 者、2 者だけ応札という形になったということで、今の理由をお伺いしまして、エアコン設置工事が入ったり、ほかの工事に入札したのではないかとというようなことで、当初の入札から、ほとんど辞退した会社が多

いような感じがするのですけれども、これは当初、全部で11者ですが、もう少し多く。同じ工事の入札が重なる場合には、もう少し多めに参加資格を求めるとか、そのようなことはなさらないのでしょうか。

(事務局)

一般競争入札ですので、広くどなたでも、条件に達すればということなので、参加したいと言ってきた会社が11社だったということなのです。

(津野委員)

そうすると、それについての、あとで結果的には2者になってしまうかもしれないという予測とか、そういうものの調整はできないわけですか。

(鈴木委員長)

こういう結果が予測できたら、ほかの例えば地域要件とか、何かをもう少し広げて参加しやすいようにするとか、手があったかもしれないです。

(事務局)

この時点では、そういう設定はできなかつた。

(津野委員)

できないと。分かりました。

(鈴木委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

(大野委員)

今の話で、辞退することに別にペナルティとかハンディとか、そういったものは特に。辞退することは自由なのでしょうか。

(事務局)

はい。

(鈴木委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

(白石委員)

基本的な質問で申し訳ないのですけれども、棄権と辞退というのは、みかけには同じ形のものと思うのですけれども、両方の違いを教えてくださいなのですけれども。

(事務局)

まず辞退なのですけれども、一般競争入札ですと、参加申請をして入札をしていただくのですが、参加申請は一回したのだけれども、やはりいろいろな事情で、積算したけれども、うまく調整がつかないとか、技術者の予定がつかなくなったとかという会社の事情で入札するまでの間に辞退するものです。実際には、電子入札ですので、会社のパソコンで「辞退届」を出せます。棄権の場合ですと、辞退もしないけれども、札も入れなかったという方が棄権

という扱いになります。

(白石委員)

分かりました。ありがとうございます。

(富山委員)

まず、②のほうは公表をされたのが10月18日で、それで電子入札の締切が11月6日から8日ということなのですけれども、申請する側にしてみると非常に短期間に書類とかを作成して提出しなくてはいけないのかなど。③番も同様だと思うのですが、これはもう少し早くから申し込みというか、こういう入札を行いますよということを公表することというのはできないのでしょうか。

(事務局)

基本的には、その年度に予定されております工事、ここまで細かくはないのですが、ある程度、工事名ですとか工事の内容につきましては一覧にして、工事発注見通しという形で、時期につきましても、第1四半期ですとか第2四半期ですとか、四半期ごとの発注見通しということで、こういった工事を予定しておりますという一覧を年度当初に公表しております。あとは四半期ごとに、追加も行っております。業者はそれを見て、ある程度この時期にこういった工事が出てくるのかなということで予想を立てておられるのだと思います。また、入札の参加申請については、その期間内で申請をしていただいておりますが、そのときにすでに設計図書等を見られるようになっておりますので、そこから積算を始めていただいているということで、ある程度、時間的には大丈夫かなと思っております。

(富山委員)

業者の方から、もう少し早く公表してくださいとか、そういう声は出ていないのですか。

(事務局)

今のところは出ていません。今回は一千何百万円とかですけれども、例えば何億円とかというと、当然もっと延びてきます。金額によって多少、見積期間が変わってきますので。見積期間が足りない、もっと延ばしてくれというのは現在のところ業者のほうからはありません。

(富山委員)

もう1点、②はS、A、B、Cランクが対象で、③はA、Bランクだけを対象にしているのですが、③はCランクを入れなかった理由はあるのですか。

(事務局)

これは工種ごとにに入れるランクが変わってきます。今回、②は予定価格で6,000万円の建築工事ですので、5,000万円から8,000万円までの間の建築工事はS、A、B、Cまでとなっています。

③は予定価格1,700万円の管工事ですので、1,000万円から4,000万円までの間の管工事

はA、Bのランクの業者が入れるという規定になっています。

(富山委員)

ありがとうございます。

(鈴木委員長)

分かりました。

私から。案件2なのですけれども、先ほどのご説明で、無効となった最低制限価格を下回った業者が非常に多くてということで、その理由がアスベストの除去の費用の関係で、見積もりが違ったのだというお話だったと思うのですけれども、この入札金額を見ると落札額1,000万円以上差があるなどというところが見受けられ、結構大きい業者さんの名前も見られるということなのですけれども、市のほうで積算したときのアスベストにかかる費用というのは適正というか、少し高めではなかったのか、どうなのか、その辺りは何か簡単に、ございましたらお願いします。

(事務局)

結果論なのですが、市の積算では、アスベストで言うと単価的に420万円で設計書を組んでいるのですが、実際に入れた業者の入札の内訳を見ると、アスベスト処理が160万円。260万円くらいの差が出ているということなのです。

(鈴木委員長)

アスベストだけだとそんなに。確かに開きはあるけれども、最終的な大きな金額の開きになってくる要因とはなっていないのかもしれない。

(事務局)

2棟あって、片方が400万円に対して100万円ちょっと。ほかのものは500万円に対して200万円くらいで、そこだけでも500万円くらいのズレが出ていますので、これに経費をかけていくと、やはり1,000万円くらいの差になってしまうということです。結果論ですけれども。

(鈴木委員長)

この件では、見積もりは市で積算したわけではなく、業者に出してもらった見積りで。

(事務局)

市が設計を組むにあたって、アスベスト処理業者から見積もりを取り、その見積もりが高かったということです。

(鈴木委員長)

相見積もりみたいなことは取らないのですか。

(事務局)

みんなそれぞれに3社ずつとり、3社取った上での一番最低価格を採用していても、少し高かったということです。

(鈴木委員長)

分かりました。なるべく、できるのだったらそれは多少でも安いほうが有り難いかなという気でしたので。

ほかに、2と3の件について何かございますか。

なければ、次の指名競争入札の関係に入りたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

西区総務課長補佐の川村でございます。西区においては、指名競争の2件抽出されておりますので、順にご説明いたします。

まず、資料33ページをご覧ください。抽出事案④西建第46号、小新槇尾線道路改良工事についてご説明いたします。工事担当課は西区建設課です。予定価格738万円に対して落札価格720万円で落札率は97.56パーセントでした。工事種別は土木一式で、階段の改良工事です。

資料34ページをご覧ください。工事施工前後の写真がございます。本工事は、新潟市西区平島を起点として、同区高山までを結ぶ市道小新槇尾線の道路改良工事です。平成30年度の案件は、小新地区から小針地区へ向かう人道橋へ接続される階段の改良工事です。入札情報は35ページ記載のとおりです。

続いて、36ページをご覧ください。入札・契約結果詳細です。指名業者は10者で、うち2者が辞退、3者が棄権、4者が超過となり、有効入札は1者のみでした。辞退、棄権の件数が多かったことについては、調べますと当時、ほかの工事を抱えることにより、技術者の配置が難しかったということが考えられます。超過業者については、例えば造園等、他の業種が得意な業者が多く残りまして、価格設定に慣れていなかったことが考えられます。

続きまして、37ページをご覧ください。抽出事案⑤西建第37号、西5-152号線側溝改良工事についてご説明します。これも工事担当は西区建設課です。予定価格406万円に対して落札価格400万円で落札率は98.52パーセントでした。

38ページをご覧ください。これも同じく施工前後の写真がございます。本工事は、道路側溝としての排水機能の向上や生活道路の安全確保のため、地域の要望を踏まえ、L型側溝を整備する側溝改良工事です。入札情報は39ページ記載のとおりです。

続いて、40ページをご覧ください。入札・契約結果詳細です。こちらも指名業者は10者でしたが、うち4者が辞退、2者が超過となり、有効入札は4者でした。辞退した業者については、先ほどと同様に調べましたところ、技術者の配置ができなかったこと、また、水道など他の業種を主としている業者がいたことなどが考えられます。超過業者についても、造園等、他の業種が得意な業者が多かったことが考えられます。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。ただいまの2件の説明について、質問はございますか。

私から。いずれも10者を指名してということですが、この指名の基準はどういうふうにしてされましたか。

(事務局)

西区では、このクラスの工事については西区に本社がある会社を中心に選定しております。また、なるべく機会均等になるように平等に順繰りに指名するようにしております。ただ、今回のように棄権なんかもあります。それについては、あまり辞退が多い場合は、今後、その業者を選択しないよう考慮はしていきますが、基本的には機会均等で選んでいくということで、土木ということが入っておりますが、実は水道業者とか造園の業者も少し入っているという状況があります。

(鈴木委員長)

造園業者が入ったりしていますけれども、それぞれ得意分野があるかと思うのですけれども、今回たまたまこういう造園業者が多く入ってしまったとか、そんな傾向はあるのですか。

(事務局)

年間を通じれば、こういうケースは少ないのですけれども、たまたま今回、おそらく本来、得意な業者が案件をいくつか抱えていて技術者を揃えられなくて辞退したのだということがあって、結果的にそうなったのではないのかなと思います。

あとは余談ですが、工事についても、この2件については例えば最初の階段の工事ですけれども、写真に道路が上にありますが、このところに西川があるのですが、実は担当技師からの情報ですと、この道路を少し広げながらの階段工事ということで、通常、階段を直すのであれば、壊して作りかえればいいのですけれども、こちら側を残しながら、作り直すということで、手間がかかっているところが少し金額が上がっている要因だと聞いております。

(鈴木委員長)

思ったのは、造園業者が多くなってしまったという、その辺り機会均等は分かるのですけれども、何か専門とするものがうまい具合にばらけて、毎回来たほうがいいのではないかなと。

(事務局)

はい。その辺は研究して、なるべく、おっしゃるとおりにしたいところではありますが、ある程度、条件が限られたところもありますので、先ほど申し上げたように、うまくいくケースが基本的には多いとは認識していますけれども、このようなことも稀にあり、落札率が高くなることもあることも事実ですので、その辺は研究していきたいと思います。

(鈴木委員長)

質問ございましたら、どうぞ。

(大野委員)

⑤の側溝改良工事について、40 ページの結果について、予定価格が 406 万円で、その下の各社の入札金額を見ますと、406 万円とピタリ一致している会社が 3 社もあって、ちょっと不自然なのですが、工事によってはピタリと当てられる工事もあるというのも前にお聞きしたことがあるのですけれども、標準単価とかが決まっています、そういったことで読まれているのか、それとも偶然といいますか、そこら辺はどんなところなのでしょう。

(事務局)

土木の場合は、基本的には単価が公開されているということと、設計も公開されていますので、ある程度、技術力があれば皆さん分かるということは聞いております。

(大野委員)

そうすると、それよりも少し低めに提示された八千代テックさんが決定したということですか。

(事務局)

そうです。本来であれば頑張っていたら、もっと下げていただければよかったです。これも担当技師のほうから聞いたところだと、地盤が低いことから、地下水位が高くなり、どうしても水を抜きながらの工事で、少し手間がかかるということで、その結果、皆さん高めに入れられたのではないかなとは聞いてはいます。推測ですけれども。

(大野委員)

個人的な感想としましては、そうピタリと当てられるとやはり価格競争というか、入札の趣旨が下がってしまうので、その辺のところは何か。難しいのでしょうか。競争性が少し損なわれているような気がします。

(事務局)

以前にも話が出ているのですが、新潟市においては、官製談合以来、特に土木部門においては単価をすべて公開していますので、業者はきちんと積算をすれば予定価格及び最低制限価格は計算できる状態になっています。結果として、土木工事においては 40 者、50 者が最低制限価格と同額で入札し、クジ引きで決定しているということが現状でございます。これをクジ引きではないような形にするためには、やはり一部の単価を隠すということになります。そうすると、今回の長岡のように、またいろいろ不正だとかという話に戻ってしまうところなんです。単価を公開したという大前提が、新潟市は不正のない透明性を確保した入札にしようというところで単価を公開しているわけです。結果として、クジ引きはどうかということもありますが、そこは新潟市が抱える大きな課題だということでは認識しております。

建築などですと、公開されていない、先ほど言ったような見積もりを取った単価というのが混ざっていますので、最低制限などをピタリと当てられることはないのですけれども、土

木に関しては、そういったシークレットな単価、つまり、どこかの会社から見積もりを取って決めるというような単価がまったくないので、そういう状況になっているということです。

それがいいか、悪いかはまた改めて検討します。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

なければ、随意契約に移りたいと思います。随意契約の1件について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

秋葉区地域総務課です。資料41ページになります。抽出事案⑥、建二第78号、小須戸運動広場野球場バックスクリーン改築工事についてご説明いたします。予定価格、落札金額、落札率は記載のとおりです。工事種別は建築一式で、バックスクリーンとフェールポールの老朽化が著しく進んでいるため改築し、野球場機能の改善を図るという内容の工事となります。なお、バックスクリーンとは、野球の試合においてバッターやキャッチャー、球審などがピッチャーの投げるボールを認識しやすいように野球場のセンター後方に設置される壁のことです。

一般競争入札として公示を行って開札を行った案件でございますが、44ページをご覧ください。8者が参加申し込みをした後、6者が辞退、2者が応札いたしました。2者とも予定価格を上回り、予定価格超過のため、翌日お昼13時に再入札を行いました。再入札では、2者が入札しましたが、最後、2者とも予定価格を上回り、予定価格超過のため最低価格入札者である有限会社宝建設との不落随意契約に移行しました。不落随意契約は、入札金価格が予定価格を下回るか入札者が辞退するまで行われる紙による入札ですが、1回目の入札で入札価格が予定価格を下回ったため、落札となり契約を締結したものです。

なお、落札率が99.9パーセントと高くなっておりませんが、入札した参加者の内訳書を確認しますと、鉄骨工事費が市の予定価格よりも300万円ほど高く、その他の資材関係の項目が非常に高くなっておりました。

また、これはアジア地域、特に中国、東南アジア等で工事が最近増えているとお聞きしておりまして、鉄骨資材の不足や資材調達が大変だということで、時間を要する、遅れが生じているということが主な原因と推察されております。

また、6者が辞退したことにつきましては、やはり資材の調達の関係ですとか、人材確保が難しかったということで、担当者に聞くと参加申し込みをした他の事業者につきましては、ほかの工事も抱えていたこともあるとお聞きしております。

また、参加した2者ですが、大きな会社であれば資材をまとめて発注できるため、比較的

安く調達することもできたかもしれませんが、本工事で応札した2者は小規模の会社であるため、調達価格が高めになったことの一つの要因だと考えております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。質問等いかがでしょうか。

私から。今回、対象の業者のランクとしてはB、C、Dというランクで入札してもらったということですがけれども、大きい会社を除いたというのは、何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

どのランクにするかについては、工事種別と価格でルールが決まっておりますので。

(鈴木委員長)

それでこうなったということですか。

(事務局)

はい。先ほどご説明しましたとおり、本工事は、建築の2、400万円の工事なので、入れる業はB、C、Dランクと決めています。

(鈴木委員長)

分かりました。

ほかに、いかがでしょうか。

(富山委員)

教えていただきたいのですけれども、この1回目の入札の結果というのは、1番と2番の業者には超過ということで連絡がいくのですか。

(事務局)

はい。公表しております。

(鈴木委員長)

手続き的なことなのですけれども、今回、2回目の入札で低かったほうと随意契約に向かっているわけですがけれども、もしこの会社が辞退したときは、その次の会社ということになるのでしょうか。その辺りはどんな。

(事務局)

その入札は、無いものとして。

(鈴木委員長)

無しなのですか。それはせつかく入札しているのだから、その次の金額を入れている会社と折衝しても無駄かなということなのではないでしょうか。

(事務局)

そうです。一番低いところと交渉するということなので。

(鈴木委員長)

分かりました。

ほかに、いかがでしょうか。

(津野委員)

教えていただきたいのですけれども、やはり骨材というか、資材が高値になってきてしまったりとか、人材確保、そのときに工事が多いので難しいとか、そういうことで、なかなか予定価格よりもずっと業者が高めで入札してきてしまうというような場合に、入札がもう成り立たないということにもあり得ますよね。この辺はどんな具合に。

(事務局)

資材は値段が上下しますので、毎月単価を見直しているところではあるのですけれども。

(鈴木委員長)

見直してはいるのだけれども、追いつかないところなのでしょうか。

(津野委員)

ありがとうございます。

(鈴木委員長)

ほかに、ございますでしょうか。最後の随意契約だけではなくても前のほうに遡っても結構ですけれども。

(富山委員)

今の問題なのですけれども、資材不足とか人材確保不足とかというのは今後、非常に予想されることで、入札が成り立たないようなケースが出てくることも予想されると思うのですけれども、その対応や対策は考えておられますか。

(事務局)

いかに正確な単価で設計できるかということになると思うのですが、鉄骨ですとかコンクリートですとか、そういった価格が結構変動するようなものを、いかに時価、適正な価格として捉えられるかということだと思います。基本的には先ほど申し上げたように、業者から現在いくらで入れられるという見積もりをとったうえで採用しているにもかかわらず、ずれてしまうということなので、その業者が、我々が見積もりを取るときは、なるべく時価に合った見積もりを出していただきたいと、お願いできないかなというところです。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。

ほかに、ございますか。

(事務局)

私から。中部下水場のWTOのところで、誤解を招くような発言をしたかと思うので、改めてお話をさせていただくのですが、1,000万円を超えるものに関しては、一般競争入札ということになるのですが、その一般競争入札においては価格だけで決めるものと、4ページにあったように点数をつけて決める総合評価方式という二つにわかれています、今回の中

部に関しては、私は総合評価方式という表現をしたような気もするのですけれども、あくまでも総合評価方式ではなくて、価格競争です。ただ普通の価格勝負をやるのではなくて、低入札価格調査をやるか、やらないかというところです。新潟市において低入札価格調査をやる対象案件は、平成29年度まではWTOだけでしたが、昨年度からWTOと総合評価方式において低入札価格調査をやるというふうに決めさせていただいています。

(鈴木委員長)

分かりました。

(事務局)

中部に関して総合評価方式というニュアンスの説明をした記憶がありますので、そこを訂正をさせていただきます。総合評価方式ではありませんので。

(鈴木委員長)

非常に面倒な、我々の理解がなかなか追いつかない形で、次回以降も、その都度ご説明いただければと思っています。

(事務局)

その都度お願いします。

(富山委員)

あとは入札に参加してくれた業者に対して、例えば1年に1回とかアンケート調査をやって、記名式でいいと思うのですけれども、入札のやり方の改善点、例えばもう少し早く公表してほしいとか多分あると思うので、そういうやり方の検証など、そういうことはやっていらっしゃるのですか。

(事務局)

アンケートは取っていませんけれども、例えば新潟市建設業協会、あるいは電気であれば新潟市電設業協会といった協会や組合は、我々課長クラスあるいは部長クラスが定期的に最低年1回、意見交換会を行い、要望を伺っています。その要望に対して我々はこういうふうに考えていますとか、こういうふうに改善していきますという意見交換をやらせてもらっていますので、組合、協会といったレベルでの意見は吸い上げていると思っております。一個人ずつからのアンケートという形では受けてはおりませんが。

(富山委員)

どのような、もう少し改善してほしいという意見が出ているのですか。

(事務局)

まず工事の平準化です。年間をとおして一律になるような発注をお願いしますと。そうしないと、山があると、山のときはものすごく大変で、谷のときは暇でしょうがないと。そういうことではなくて、やはり建設業として業界として成り立っていくためには、年間平均的な収入がなければ会社としてもやっていけないということで平準化、あるいは最近、若い人

はお金よりも休みたいという方もいますので、週休2日ですとか、そういったものは、こちら側も働き方改革というところで話をさせていただいておりますので、休みが取れる、工事も平準化されているというようなところですよ。価格をもっと上げてくれたとか、もっといっぱい量を出してくれたとかということもあるのですけれども、それは今ご存じのとおり、なかなか新潟市は財政が逼迫していますので、潤沢に総量として出すことはできませんけれども、その中で、そういった工夫をしていって働きやすい環境にしてほしいということはお出しております。

(鈴木委員長)

ほかに、よろしいでしょうか。

最後に私から1点お聞きしたいことがありまして、新聞報道で先月、積算誤りのあった入札という案件が報道されましたが、その経緯と対応についてご説明いただければと思います。

(事務局)

公共建築第1課長の石川でございます。積算誤りにより市民の皆様、関係企業の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたこと、また委員の皆様にもご心配をおかけしたことについてお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

このたびは、このようなことに至った経緯や再発防止策についてご説明させていただきます。口頭での説明では分かりにくい部分もございますので、少々お時間をいただき、資料を配付させていただいてもよろしいでしょうか。

資料はA4判縦の積算誤り工事一覧が1枚ですが、お手元に届きましたでしょうか。説明に入らせていただきます。昨年度に発覚した建築工事に係る積算誤りについては、今年の3月末に内容を公表し、その後追加調査を行ってまいりました。その追加調査の結果についても5月下旬に公表を行いました。まず、積算誤りが判明するきっかけとなった工事ですが、上の表の「1 平成30年度分の調査結果」の一番上、船見下水処理場管理棟内装改修工事です。この工事は、平成30年11月に業者が決定し、平成31年3月15日が工期末の工事でした。改修工事であり、当初設計と現場が異なっていた部分について、最終的な精査を行うため設計変更を行うこととしておりましたが、その設計変更の際に共通費が他の同様の工事よりも高いことから、設計書を再度確認したところ、共通費が二重に計上されていることが判明いたしました。なお、共通費ですが間接的に工事に必要な費用のことで、工事のための仮設費の一部、各種保険や、本店・支店の経費などが該当いたします。

二重計上を行ってしまった原因といたしましては、共通費をシステムでの計算、または手入力による手動計算のいずれかで算出すべきところ、システム計算及び手動計算両方の共通費を計上してしまったことにあります。誤りにより過大となった額としては、表の右から2番目、当初設計金額概要の欄にありますとおり、税抜きで213万円であり、この工事で予定価格が適正に積算されていた場合は、他の入札参加者が受注する可能性があったことから、

表の一番右、入札影響の欄に「あり」と記載しております。この積算誤りが判明したことで、平成30年度の公共建築第1課、第2課発注工事について緊急に調査を行ったところ、6件で新たに積算誤りが判明いたしました。

上の表の一番左の列が「②過小」となっている6件です。この6件は、共通費のシステム計算をする際に、誤った設定ファイルを適用したことが原因で、過小に積算されておりました。この6件のうち3件で予定価格が適正に積算されていた場合に、他の入札参加者が受注する可能性がございました。これらの調査結果については、各報道機関宛、加えて市のホームページにより3月28日に公表を行いました。この公表後、過去10年間における公共建築第1課、第2課の発注の工事について追加調査を行いました。

その調査結果としては、資料の下の表「2 過去10年分の追加調査結果」をご覧ください。①の共通費の二重計上による過大積算については1件でした。こちらは予定価格が適正に積算されていた場合でも、他の入札参加者が受注する可能性があった工事には該当しないものでした。②の共通費設定の誤りによる過小積算については3件でした。その3件のうち2件で、予定価格が適正に積算されていた場合に他の入札参加者が受注する可能性がございました。この過去10年分の追加調査の結果についても、各報道機関宛、加えて市のホームページにより5月23日に公表を行いました。資料での説明は以上となります。

続いて、対応についてです。予定価格が適正に積算されていた場合に、受注する可能性があった入札参加者へは事情の説明とお詫びを行いました。また、当該工事の受注者には契約書に基づき、工事代金の支払いを行いました。

最後に、再発防止策についてです。二重計上による過大積算については、積算時のチェックリストに共通費の二重計上の有無に関する確認項目を追加いたしました。誤ったシステム設定による過小積算については、システム設定に関する確認項目として、公共建築工事共通費積算基準の設定画面を印刷し、適切なファイル設定がなされていることの確認を行うよう運用いたしました。また、これらについて建築関係職員に対し研修を行うことで原因と対策について再確認するなど、周知徹底を図っております。今後は、ダブルチェックを徹底するなど、引き続き再発防止に努めてまいります。以上で、積算誤りに係る経緯と対応策について説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。

この件について、何かご質問等ございますでしょうか。

(大野委員)

積算誤りで、過大というのは共通費の二重計上が原因ですとおっしゃられて、過小が出てくるというのは、これは元データが誤っていたということですか、ファイルデータが誤っていたということなのですか。

(事務局)

共通費の計算をする際に、現在ですと平成 28 年度版の共通費の積算基準を適用して共通費を積算するのですが、それが誤って平成 26 年度版、過去のを積算してしまったため、そこで過小が出てしまったということでございます。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

ほかに、ございますか。

一応チェックリストを設けて再発防止に努めているということですか。

(事務局)

はい。

(鈴木委員長)

特に、ほかに質問がなければ、この件はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

今回は、全部で六つの案件をご審議いただきましたが、特に、この件については意見なしということで、問題なかったと思います。

3. その他

・ 次回の当番委員について

(鈴木委員長)

次に、次第 3 「その他」なのですけれども、次回の案件抽出の当番委員について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

今回は、昨年度からの順番により津野委員に工事の抽出をお願いしました。これで鈴木委員、大野委員、津野委員が 1 回抽出を終了ということになりますので、次回、今年度の後期は上村委員、来年度の前期が富山委員、来年度の後期が白石委員という形でお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。皆様、大変お忙しいですけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、次回の定例会議は今年の 11 月頃を予定させていただいておりますので、また、その時期になりましたら事務局から日程の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、後日、担当のほうから送付をさせていただきますの

で確認をお願いいたします。確認後、契約課のホームページに掲載いたしますので、ご承知おきください。お願いいたします。

(鈴木委員長)

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので、閉会とさせていただきます。今日は、どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。